

【セッション④】

スポーツ放映権の未来とユニバーサルアクセス制度の可能性

登壇者(敬称略) ※肩書はイベント開催 当時のもの	宇野 康秀 株式会社 U-NEXT HOLDINGS 代表取締役社長 CEO Rich Hawkins Bird & Bird 法律事務所 豪州共同マネージングパート ナー 山口寿一 当協議会評議員／株式会社読売新聞グループ本社 代表取締役 社長
モデレーター(敬称略) ※肩書はイベント開催 当時のもの	稲垣 弘則 当協議会代表理事／西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 弁護士 パートナー

稲垣:ユニバーサルアクセス制度の話に入る前に、スポーツ放送の発展についてプレミアリーグの状況を Rich さんに伺います。

Rich Hawkins:プレミアリーグは1992年に誕生しました。当初、放映権料は限定的でしたが、今はイギリスだけでも年間25億ポンド近い規模です。約30年でメディアライツの価値が大きく拡大した要因は、シーズン380試合を複数のパッケージに分け、放送局や配信事業者が予算や戦略に応じて入札できるようにしたことです。特にインターネット経由で配信するOTT事業者の参入は、プレミアリーグのメディアライツ市場をさらに広げました。国際展開においても非常に戦略的で、現在では、プレミアリーグの試合は世界188カ国近くで視聴されています。

稲垣:放映権料の高騰を抑制する措置は検討されているのでしょうか。

Rich Hawkins:ユニバーサルアクセス制度がメディアライツの価値にデフレ効果を与えることはあり得ます。ただし、プレミアリーグはオリンピックのように、ユニバーサルアクセスの対象になるイベントとは異なります。

それほど人気の高くないスポーツは、放映権料の確保が難しい面もありますので、放映権料高騰への制度的対応と、スポーツ団体が市場で評価される権利パッケージをどう作っていくかというビジネス上の対応は、分けて考える必要があります。

稲垣:日本でのスポーツ放送の発展について、山口評議員に伺います。

山口:日本でテレビ放送が始まったのは1953年でした。NHKは当時から受信料制度でしたが、テレビの契約件数は当初、866件だったそうです。大卒の初任給が8000円の時代に、テレビは1台20万~25万円の高級品でした。

NHKの放送開始の半年後、日本テレビはテレビの無料放送を始めました。誰もがテレビを買えない時代に、無料放送が成功した理由は二つあります。街頭テレビとスポーツです。日本テレビを創立した正力松太郎さんは、大事なものはテレビの台数ではなく視聴者の数だと考えました。1台のテレビを1000人で同時に見れば、1000台分の広告効果を生みます。これなら広告モデルの無料放送でやっていけると考えました。

実際、街頭テレビには黒山の人だかりができました。最初は40数カ所、その後、全国200カ所以上まで増やしました。人気を集めたのはスポーツで、最強コンテンツは当初、プロレスでした。1954年の力道山の中継には、新橋駅前の街頭テレビに2万人が集まったといえます。

このように、日本ではテレビの草創期から無料放送が当たり前で、しかもスポーツ中継を呼び物にしてテレビを普及させてきた歴史があります。今回のWBCのNetflixによる独占配信は、日本社会が初めて経験する出来事でした。

稲垣:U-NEXTさんが今、スポーツにどのような形で向き合っておられるのか、宇野さんにお伺いします。

宇野:U-NEXTは、映画、アニメ、ドラマなどの映像作品を好きな時にいつでも見られるサービスとしてスタートしました。それがコロナの影響で、音楽ライブやスポーツイベントのライブ配信の必要性が高まりました。プレミアリーグとは、2024年から7年間の公式パートナー契約を結びました。サッカーは他にもスペインのラ・リーガもありますし、格闘技、ゴルフ、テニス、バレーボールといったスポーツコンテンツも配信していますが、原則としてシーズンスポーツの権利を獲得し、ユーザーの方がシーズン中、いつでも見られるようにしていることが特長です。

稲垣:今回のWBCのNetflix独占配信について、山口評議員から伺います。

山口:WBCは第1回大会から、オールライツを読売新聞がメジャーリーグから買い取り、そのうちの放映権を電通さんに転売し、テレビ朝日さん、TBSさんが許諾を取って中継するスキームで行って来ました。今回は交渉の途中で、メジャーから契約スキームを変えたいという申し出がありました。その時にNetflixが参入してきたのだと思います。

WBC はメジャーリーグとメジャーリーグ選手会で構成する WBC Inc.が、すべての権利を保有しています。その権利保有者が、Netflix による独占配信を決めたわけですので、手の打ちようがありません。テレビ局向けにサブライセンスを出してもらえないかという交渉を Netflix としましたが、かないませんでした。

稲垣:宇野さんは、この出来事をどう捉えていらっしゃるでしょうか。

宇野:前回大会が非常に盛り上がりましたので、日本国民のみなさんの多くの方が、今回も無料の地上波で見られるだろうと期待していたはずで、それが独占で、しかもテレビでは見られないことになり、優勝した前回大会に比べると、やや盛り上がりには欠けたかなと、個人的には感じました。

今後を考えると、オリンピックやワールドカップのような国民的行事が外資配信事業者の独占状態になることを、傍観していてよいのかという議論はするべきだと思います。

稲垣:国民的関心の高いイベントについて、国民の視聴手段を確保するための法制度がユニバーサルアクセス制度ですが、各国で内容は異なります。

イギリスは、有料放送だけが対象大会の放映権を取得した場合、無料放送事業者も放映権を取得しなければならない制度です。有料放送と無料放送が両輪になっている点が特徴です。韓国では、放映権を取得した者に、一定割合以上の世帯が視聴できる手段を確保させる制度を作っています。

フランスでは、普及率 85%以上の無料視聴手段を確保できない場合には、サブライセンスを提案する義務を負うとされています。ただし、申し込みがない場合には、有料放送が許容されます。スペインは、申し込みがない場合には、自ら無料放送をしなければならない義務を負うとされているようです。タイや台湾は、国家が公的資金を通じて無料放送を実現する制度です。台湾では、放映権取得のその財源として、スポーツくじの収益が用いられています。

Rich さん、補足がございましたらお願いいたします。

Rich Hawkins:英国やオーストラリアのユニバーサルアクセスは、人気があって国民的な意味を持つイベントをどのように市場に出すのかについて、スポーツ団体に一定のルールを課す制度です。

私自身もスポーツファンとして、ユニバーサルアクセス制度は非常に重要だと考えています。対象イベントの多くは、長い歴史を持ち、家族や友人と一緒に集まって見ることに社会的な意味があり、制度には大きな社会的利益があります。

近年は、OTT 配信事業者を制度対象に含めるかどうかが論点になっています。もともと放送規制は、地上波、衛星、ケーブルなど従来型の放送事業者を前提としていました。OTT 配信事業者は従来型の放送免許を持たない場合があり、その結果、彼らによる独占配信は従来の制度が十分に適用できないという抜け穴が生じていました。

この抜け穴をふさぐため、オーストラリアでは、スポーツコンテンツを配信・放送する事業者を広く対象にする方向で、制度見直しが進められています。英国でも、OTT 事業者を制度の対象に含める方向で法改正が進んでいます。

稲垣: Rich さん、ユニバーサルアクセス制度の有用性や必要性についてスポーツ団体側からのコメントをいただけますでしょうか。

Rich Hawkins: すべての試合が国民的な意味を持つわけではありません。スポーツ団体にとって重要なのは、無料で広く届けるべき試合と、有料放送や配信で収益を得るべき試合とのバランスです。そのバランスをすべて政府が決めるのではなく、スポーツ団体自身も考える必要があります。

稲垣: 以上を踏まえた上で、日本のユニバーサルアクセス制度をどういった方向性で検討する必要があるのか、山口評議員に伺います。

山口: この問題を考えるには三つの視点が必要です。視聴者、スポーツ、テレビ局あるいは配信会社の視点です。

視聴者視点では、大きな国際大会は無料で見られる方が良い、という考えになります。

スポーツ側には放映権料収益は大きい方が良いという考え方もあると思いますが、大きな収益を得られる種目と、そうではない種目とで意見が揃わない可能性もあります。

テレビ局や配信会社からすると交渉の優先権は欲しい。一方で、政府の干渉は、放送の自由を守る観点から避けたい、となるかもしれません。

スポーツ産業振興の観点では、新しい法律を作るに当たり、ユニバーサルアクセス制度を包括的な理念としてうたうことが考えられます。その上で、法律の強制力をどこに向けて、どの程度発動していくのか検討が必要です。

稲垣：ユニバーサルアクセス制度は、放映権料高騰への直接的な対抗策ではないと理解しています。それとは少し離れたところで、放映権料高騰への対抗策について、宇野さんのご意見をお願いします。

宇野：ユニバーサルアクセス制度の内容がどのようなものであっても、最終的にはコンテンツの配信権料を誰が払うのかという課題は残ります。海外事業者による独占状態だけは避けるべきですので、我々のような国内の配信事業者と放送事業者がコンソーシアムを組む形で権利を取得し、より多くの方に視聴していただけるようにすることも大事だと思います。

稲垣：この点について、山口評議員からも、コメントをいただけますでしょうか。

山口：宇野さんのお考えに賛成です。高い金額を払わないと、見ることができない事態の常態化は避けるべきです。日本の民間テレビ局や配信会社が団結して独占状態を回避するという選択肢は必要です。法制度を作っても万能なものではありませんし、バランスを取ろうとすれば限界も出てきます。それでも、テレビ局、配信会社が対等に団結し、視聴者の利益、スポーツ側の利益を図り、バランスを目指していくべきだと思います。

稲垣：ユニバーサルアクセス制度は、国民を保護する制度であると同時に、放送市場に対する介入制度にもなり得るものであることがよく分かりました。当協議会としても、法制度検討チームでしっかり検討してまいりたいと思います。